

# P F I 事業に関する政策評価

## 資 料

	頁
資料 1 P F I 事業の実施状況	1
資料 2 公共投資に占める P F I 事業費の割合	7
資料 3 調査対象事業における V F M 率と額	8
資料 4 P F I の推進に有効と考えられる施策（アンケート結果）	9
資料 5 V F M の算出根拠の公表状況	10
資料 6 民間事業者選定時における V F M の公表状況	13
資料 7 リスク分担の設定に係る官民の意見相違（アンケート結果）	14
資料 8 充実を求めるガイドライン（アンケート結果）	15
資料 9 質問の機会の充実を求める意見・要望	16
資料 10 提案費用の負担軽減	17
参考資料 P F I 制度の概要	19

## P F I 事業の実施状況

図表 1-① P F I 事業に関する実施方針の年度別策定・公表件数の推移

(平成 19 年 3 月末現在)

(単位：件)

年 度	件 数	内 訳			累 計
		国	公共法人	地方公共団体	
平成 11	3	0	0	3	3
12	12 (300%)	0	0	12	15
13	28 (133%)	0	1	27	43
14	47 (67.9%)	7	14	26	90
15	46 (▲2.1%)	8	2	36	136
16	49 (6.5%)	6	9	34	185
17	41 (▲16.3%)	9	2	30	226
18	40 (▲2.4%)	3	2	35	266
計	266	33	30	203	266

(注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」は、国と千代田区との共管事業であるが、表上の整理では、「国」欄に計上している（以下の図表において同じ。）。

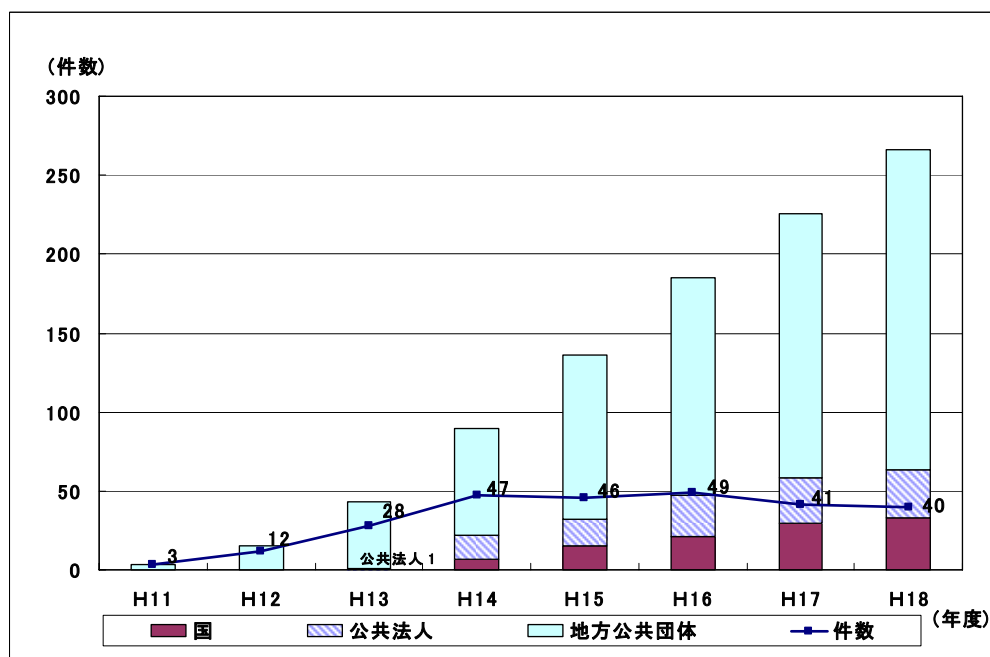
3 「国」欄には、最高裁判所、衆議院及び参議院が含まれる（以下の図表において同じ。）。

4 「公共法人」欄には、地方独立行政法人を含む（以下の図表において同じ。）。

5 ( )内は、前年度件数との増減比率を示す。「▲」は、前年度件数と比べて減少したことを示す。

6 平成 18 年度末時点で、実施方針の公表以降に P F I 事業を断念した事業は含まれていない。

図表 1-② 実施主体別 P F I 実施方針公表件数の推移



(注) 1 棒グラフは実施主体別の累計を表す。

2 凡例の「件数」は、国、公共法人及び地方公共法人を合わせた数である。

図表 1-③ 地域別の実施方針の策定・公表件数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、％）

区 分	事業数（構成比）	区 分	事業数（構成比）
北海道	9 【6】（3.4）	滋賀県	3 【3】（1.1）
青森県	0 【0】（0）	京都府	9 【5】（3.4）
岩手県	4 【4】（1.5）	大阪府	17 【12】（6.4）
宮城県	8 【6】（3.0）	兵庫県	12 【9】（4.5）
秋田県	1 【1】（0.4）	奈良県	0 【0】（0）
山形県	8 【8】（3.0）	和歌山県	0 【0】（0）
福島県	1 【1】（0.4）	鳥取県	0 【0】（0）
茨城県	3 【1】（1.1）	島根県	4 【3】（1.5）
栃木県	2 【1】（0.8）	岡山県	6 【6】（2.3）
群馬県	0 【0】（0）	広島県	12 【10】（4.5）
埼玉県	11 【11】（4.1）	山口県	5 【4】（1.9）
千葉県	14 【13】（5.3）	徳島県	3 【3】（1.1）
東京都	40 【21】（15.0）	香川県	2 【2】（0.8）
神奈川県	16 【15】（6.0）	愛媛県	2 【1】（0.8）
新潟県	4 【4】（1.5）	高知県	1 【1】（0.4）
富山県	3 【2】（1.1）	福岡県	10 【5】（3.8）
石川県	3 【1】（1.1）	佐賀県	1 【1】（0.4）
福井県	5 【5】（1.9）	長崎県	1 【1】（0.4）
山梨県	1 【1】（0.4）	熊本県	3 【1】（1.1）
長野県	2 【2】（0.8）	大分県	3 【3】（1.1）
岐阜県	4 【3】（1.5）	宮崎県	0 【0】（0）
静岡県	7 【7】（2.6）	鹿児島県	4 【2】（1.5）
愛知県	16 【14】（6.0）	沖縄県	2 【1】（0.8）
三重県	3 【3】（1.1）	日本国外	1 【0】（0.4）
合 計		266 【203】（100.0）	

（注）1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 （ ）内は、事業数の構成比（％）を示す。

3 【 】内は、事業数のうち地方公共団体が実施した件数を示す。

図表 1-④ 施設類型別 P F I 事業数 (平成 19 年 3 月末現在)

(単位 : 件、%)

施設類型	事項	P F I 事業数	施設の内訳
公共施設 (道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等)		31 (11.7)	浄化槽 6、 水道 5、 下水道 4、 かんがい用排水施設 1 港湾施設 6、 公園 5、 空港施設 4、
公用施設 (庁舎、宿舍等)		43 (16.2)	宿舎 17、 庁舎 22 (事務庁舎) 13、 (警察学校) 2、 (運転免許センター) 2、 刑事施設 4 (消防施設) 4、 (航空保安大学校) 1、
公益的施設 (公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等)		148 (55.6)	教育文化施設 61 (大学) 24、 (高校) 7、 (図書館) 2、 (中学校) 2、 (史料館) 1、 (天文台) 1、 (少年自然の家) 1、 (青少年センター) 1、 (総合教育センター) 1、 (小学校、幼稚園) 2、 (交通安全教育施設) 1 (小学校) 7、 (小中学校) 4、 (文化センター) 2、 (高校、幼稚園) 1、 (美術館) 1、 (博物館) 1、 (生涯学習センター) 1、 (情報通信科学館) 1、 廃棄物処理施設 15 社会福祉施設 12 (老人福祉施設) 9、 (福祉センター) 1 (知的障害者福祉施設) 1 (リハビリ施設) 1、 給食センター 12、 駐車場 6、 公営住宅 7、 社会体育施設 8 (プール) 4、 駐輪場 2、 文化交流施設 1、 卸売市場 2、 土地区画整理事業 1 病院 11 斎場 6、 (体育館) 4、 産業労働センター 2 衛生試験場 1 市街地再開発事業 1
その他施設 (情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設等)		44 (16.5)	複合施設 26、 余熱利用施設 6、 農業振興支援施設 1 観光施設 6、 研究施設 2、 道の駅 1、 リサイクル施設 (有機質資源) 2
合 計		266 (100.0)	

(注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 「施設の内訳」欄は、当省の区分による。

3 ( ) は、構成比 (%) を示す。

図表 1-⑤ PFI 事業の事業主体別事業規模の状況（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、億円）

区 分	事業数	事業費	1 事業当たりの事業費
国	33	7,815	237
公共法人	29	1,467	51
地方公共団体	200	26,256	131
合 計	262	35,538	136

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 事業費は、事業期間全体を通じた公的財政負担の額を計上している。また、契約金額、落札金額等で把握した金額も含まれる。なお、未契約の事業についても、予定価格や PFI の LCC 等により概算し計上している。
- 3 特定事業の選定に至っていない事業や独立採算事業であること等で事業費が判明しない
- 4 事業（公共法人 1 事業、地方公共団体 3 事業）を除く。

図表 1-⑥ 事業期間別 PFI 事業（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、%）

区 分	事業数（構成比）
事業期間が 10 年未満	16 （ 6.0）
〃 10 年以上 20 年未満	139 （52.3）
〃 20 年以上 30 年未満	90 （33.8）
〃 30 年以上	21 （ 7.9）
計	266 （100.0）

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 事業期間は、契約が締結されてから事業終了までの期間を表す（契約に至っていない事業については、実施方針等に記載されるスケジュールによる。）。

図表 1-⑦ プロセス別 PFI 事業数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、%）

区 分	事業数（構成比）
実施方針の策定・公表	12 （ 4.5）
PFI 事業の選定	12 （ 4.5）
民間事業者を募集中	12 （ 4.5）
民間事業者の選定	11 （ 4.1）
公共施設等の管理者等と選定事業者との間の協定等の締結・施設等の整備	84 （31.6）
公共サービスを提供(事業が終了した 1 件を含む。)	135 （50.8）
計	266 （100.0）

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 ( ) 内は、構成比 (%) を示す。

図表 1-⑧ 施設類型・事業方式別 P F I 事業数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、％）

区 分	事業数	事業方式別件数								計
		B T O	B O T	B O O	R O	R T O	R O T	O	その他	
公共施設	31	22	9	4	1	0	1	0	0	37
公用施設	43	38	3	0	0	0	0	2	0	43
公益的施設	148	106	29	11	9	3	0	0	4	162
その他施設	44	29	11	1	3	0	0	0	1	45
合 計	266 (100.0)	195 (73.3)	52 (19.5)	16 (6.0)	13 (4.9)	3 (1.1)	1 (0.4)	2 (0.8)	5 (1.9)	287

(注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 1 事業で複数の事業方式を採用している事業があるため、事業の総件数と事業方式別件数は一致しない。

3 ( ) 内は、構成比(%)を示す。

4 B O O (Build-Own-Operate) とは、選定事業者が施設等の建設並びに維持管理及び運営を行い、事業終了時点で事業者が施設を解体・撤去する事業方式をいう。

5 R O (Rehabilitate-Operate) とは、公共施設等の管理者等が所有する施設等について、選定事業者が施設等を改修した後、維持管理及び運営を行う方式をいう。

6 R T O (Rehabilitate-Transfer-Operate) とは、選定事業者が施設等を改修し、施設が完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、選定事業者が維持管理及び運営を行う事業方式をいう。

7 R O T (Rehabilitate-Operate-Transfer) とは、選定事業者が既存施設等を改修し、維持管理及び運営を行い、事業終了後、公共施設等の管理者等に、施設等の所有権を移転させる事業方式をいう。

8 O (Operate) とは、選定事業者が、施設等の整備・保有を行わずに、維持管理及び運営のみ行う事業方式をいう。

図表 1-⑨ 事業類型別・事業実施主体別 P F I 事業数 (平成 19 年 3 月末日現在)

(単位：件、%)

事業類型 事業実施主体	サービス購入型	独立採算型	サービス購入・独立採算混合型	合計
国	25	3	5	33
公共法人	25	1	4	30
地方公共団体	119	13	71	203
合計	169 (63.5)	17 (6.4)	80 (30.1)	266 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

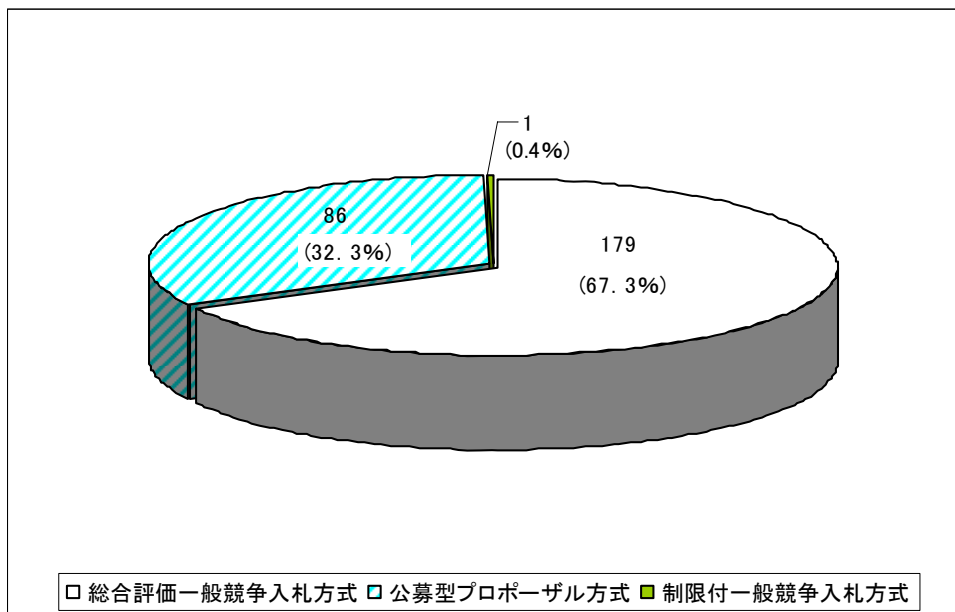
2 ( ) 内は、構成比 (%) を示す。

3 「サービス購入型」とは、選定事業者が、施設等の建設並びに維持管理及び運営を行い、公共施設等の管理者等は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価(サービス購入料)を支払う類型をいう。

4 「独立採算型」とは、選定事業者が、自ら調達した資金により、施設等の建設並びに維持管理及び運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいう。

5 「サービス購入・独立採算混合型」とは、選定事業者のコストが、公共施設等の管理者等から支払われるサービス購入料と、利用料金代金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型をいう。

図表 1-⑩ 事業者選定方式別実施状況 (平成 19 年 3 月末日現在)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、構成比 (%) を示す。

## 公共投資に占める P F I 事業費の割合

図表 2-① 公共投資に占める P F I 事業費の割合（国の P F I 事業）

（単位：億円、％）

区 分	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
公共投資関係費 （災害復旧等経費を 除く） （A）	139,916	129,855	117,977	99,531	102,250	87,434	85,089
P F I 事業費 （B）	0	0	0	92	147	282	412
割合(B/A×100)	0.0	0.0	0.0	0.09	0.14	0.32	0.48

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「公共投資関係費」欄には、災害復旧等経費を除く公共投資関係費を財務省資料の「決算の説明」に基づき計上している。また、同欄は一般会計の支出済歳出額であり、特別会計は含まない。

3 「P F I 事業費」は、事業期間全体を通じた事業費の額を事業期間で除したものを、実施方針が公表された年度以降の各年度に計上している。

図表 2-② 公共投資に占める P F I 事業費の割合（地方公共団体の P F I 事業）

（単位：億円、％）

区 分	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
普通建設事業費 （A）	261,119	239,017	225,312	208,242	182,503	163,367	151,043
P F I 事業費 （B）	3	155	252	341	480	736	918
割合(B/A×100)	0.001	0.06	0.11	0.16	0.26	0.45	0.61

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「普通建設事業費」欄には、総務省資料「地方財政の状況」に基づく普通建設事業費を計上している（普通建設事業費は投資的経費のうち災害復旧事業費及び失業対策事業費を除いたもの）。金額は各年度における決算額である。

3 「P F I 事業費」は、事業期間全体を通じた事業費の額を事業期間で除したものを、実施方針が公表された年度以降の各年度に計上している。



## 調査対象事業におけるVFM率と額

図表 3-① 調査対象事業におけるVFM率と額

(単位：百万円、%)

区分	特定事業選定時				事業者選定時			
	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率
計	1,531,355 (12,656)	1,435,914 (11,867)	95,441 (789)	6.2%	1,340,320 (12,645)	1,067,681 (10,072)	272,639 (2,572)	20.3%

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( ) 内は、1事業あたりの平均額である。  
 3 特定事業の選定時は、調査対象事業 163 件のうち、当省がPSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した 121 件について整理したもの。  
 4 民間事業者選定時は、調査対象事業 163 件のうち、平成 18 年 8 月末現在、当省がPSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した 106 件について整理したもの。  
 5 VFM率は、調査対象事業の「(PSC-PFIのLCC)÷PSC」で算出している。

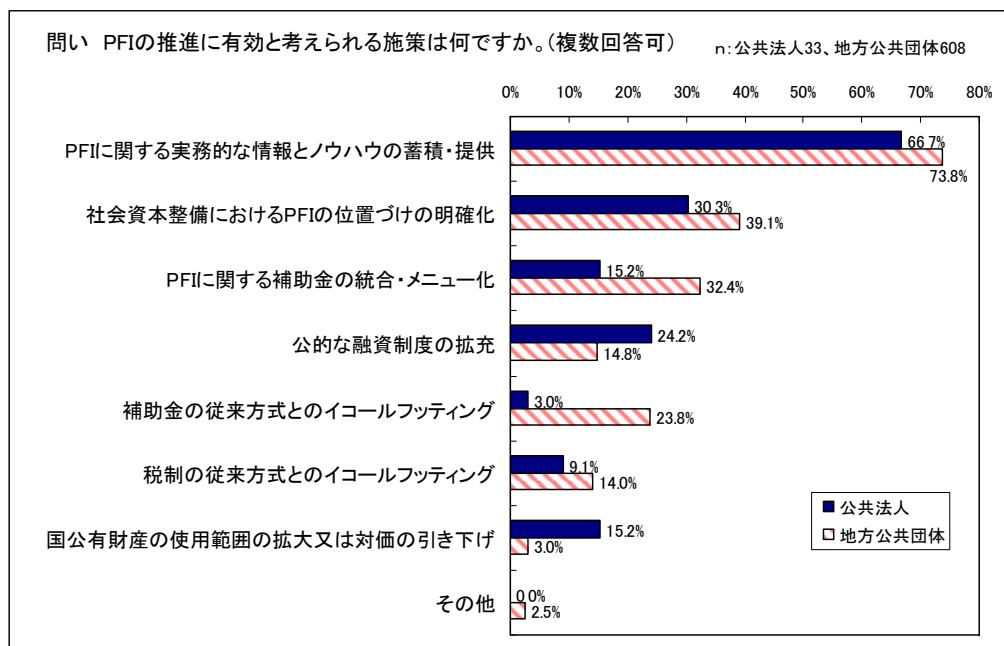
図表 3-② 事業計画が終了した事例のVFM

1 事業内容	研究施設の整備・維持管理・運営
2 所在地	神奈川県
3 事業期間	4年(設計・建設1年、維持管理・運営3年)
4 事業方式	BOO
5 事業類型	サービス購入型
6 実施方針公表日	平成14年3月8日
7 特定事業選定日	平成14年4月26日
8 事業者選定日	平成14年7月11日
9 公共サービス開始日	平成14年12月2日
10 公共サービス終了日	平成18年3月31日
11 PSC	483,680千円
12 PFI-LCC	451,500千円
13 VFM額	32,180千円
14 VFM率	6.65%

(注) 当省の調査結果による。

## P F I の推進に有効と考えられる施策（アンケート結果）

図表 4 P F I の推進に有効と考えられる施策（アンケート結果）



(注) 当省のアンケート結果による。

## VFMの算出根拠の公表状況

### ● PSC及びPFIのLCCの公表状況

調査対象事業 146 件（調査対象事業 163 件のうち、特定事業選定に至っていない事業 1 件及び公共部門の支出が生じない事業 16 件の計 17 件を除く。本資料において、以下同じ。）の公表状況についてみると、すべての事業でVFMを算出し、公表しているものの、PSC及びPFIのLCCを公表しているのは、26 件（17.8%）にすぎず、残りの 120 件（82.2%）は、VFM額又はVFM率を公表するにとどまっている。

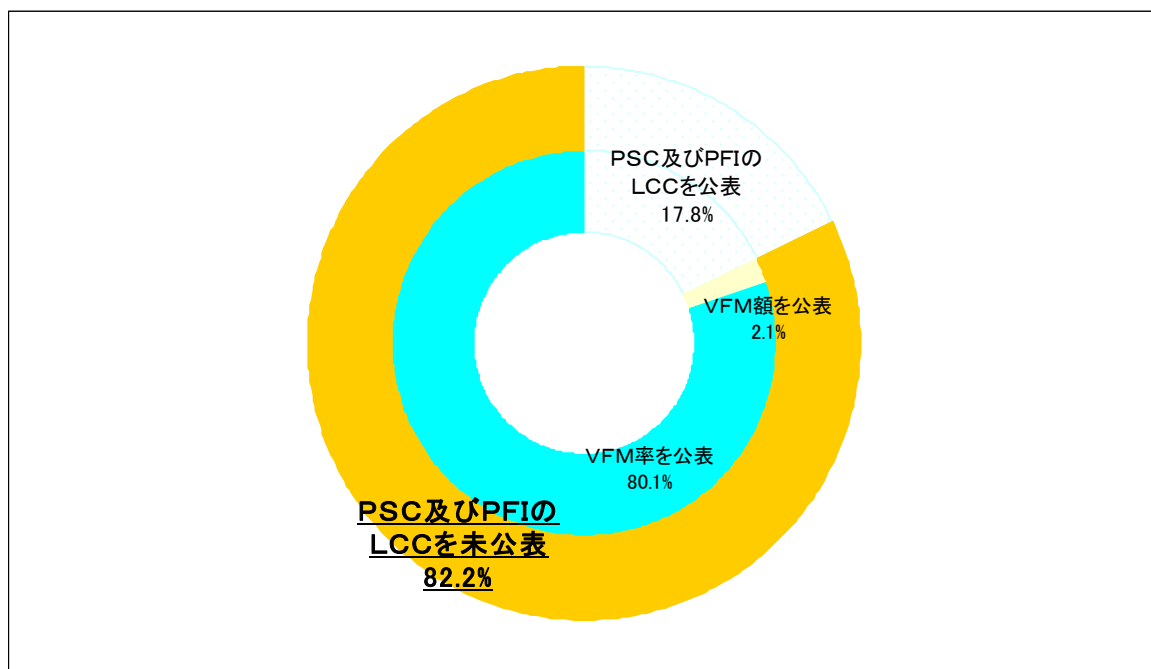
図表5-① PSC及びPFIのLCCの公表状況（1）（単位：件、%）

事 項	件数
PSC及びPFIのLCCを公表しているもの	26 (17.8)
PSC及びPFI-LCCを公表していないもの	120 (82.2)
VFM額を公表しているもの	3 (2.1)
VFM率を公表しているもの	117 (80.1)
調査対象事業数	146 (100.0)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、調査対象事業数に占める割合である。

図表5-② PSC及びPFIのLCCの公表状況（2）



● **コストの削減根拠の公表状況**

調査対象事業 146 件についてみると、コストの削減率及びその設定根拠を公表しているのは、1 件のみである。また、コストの削減率のみを公表しているのは 2 件、コストの削減率は公表しておらず、その設定根拠のみ公表しているものが 26 件となっている。

図表 5-③ コストの削減根拠の公表状況（1）

(単位：件、%)

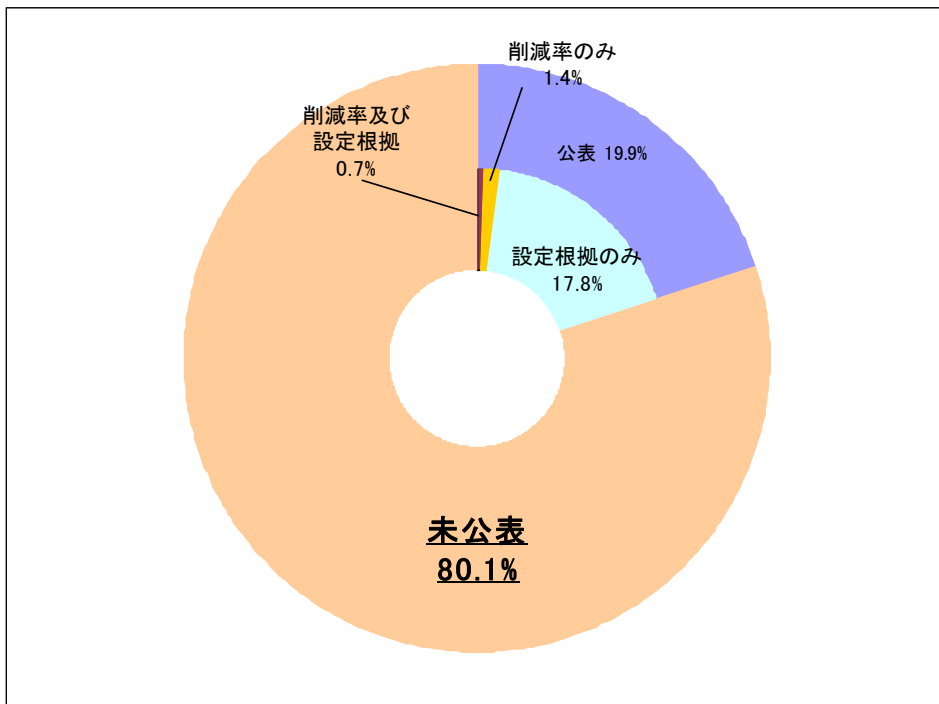
事 項		事業数
公表	コストの削減率及びその設定根拠を公表しているもの	1 (0.7)
	コストの削減率のみ公表しているもの	2 (1.4)
	コストの削減率は公表しておらず、その設定根拠のみ公表しているもの	26 (17.8)
	小 計	29 (19.9)
未公表	コストの削減率、設定根拠とも公表していないもの	117 (80.1)
合 計		146 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、構成比を示す。

3 「設定根拠」は、聞き取り調査、既存の同種類似施設の実績、他の同種 P F I 事業の実績、関係事業者の参考見積、建設費等の市場調査等

図表 5-④ コストの削減率の公表状況（2）



● **割引率の公表状況**

公的財政負担の見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価することとされており、この換算に当たって用いる換算率が割引率である。

調査対象事業 146 件についてみると、割引率及びその設定根拠を公表しているのは 2 件のみである。

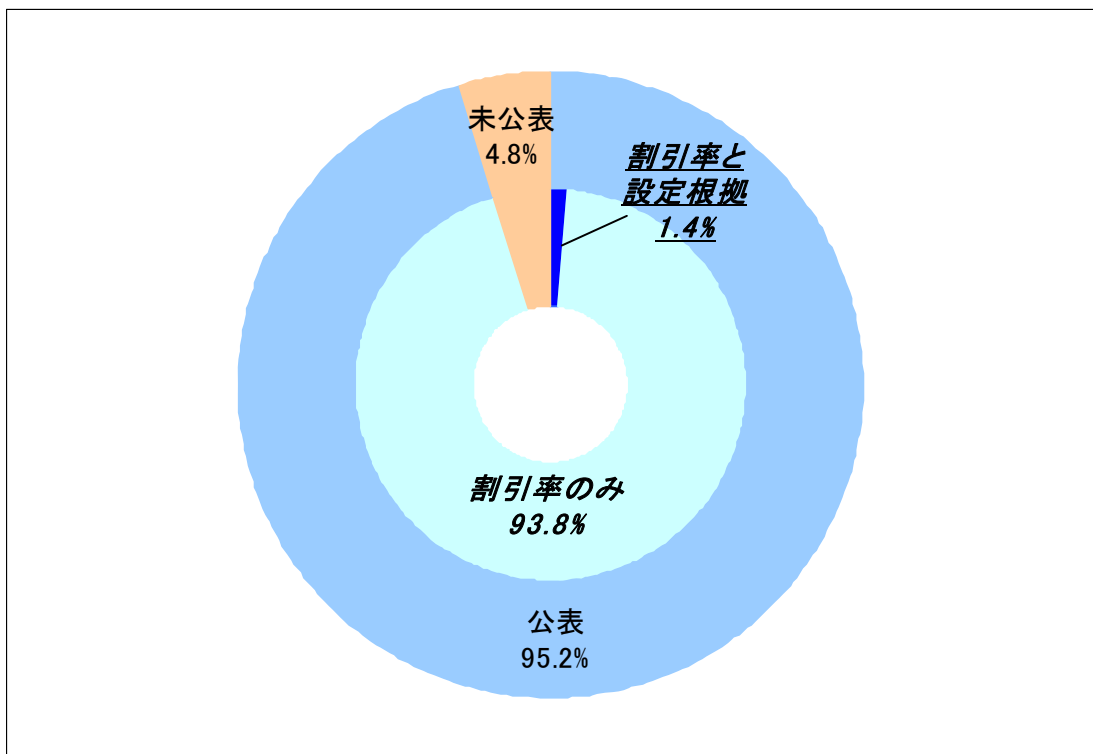
図表 5-⑤ 割引率及びその設定根拠の公表状況（1）

（単位：件、％）

事 項	事 業 数
割引率及びその設定根拠を公表しているもの	2 ( 1.4)
割引率のみを公表し、設定根拠は未公表のもの	137 (93.8)
割引率及び設定根拠ともに未公表のもの	7 ( 4.8)
合 計	146 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( ) 内は、構成比を示す。

図表 5-⑥ 割引率及びその設定根拠の公表状況（2）



## 民間事業者選定時におけるVFMの公表状況

民間事業者選定時のVFMの公表状況をみると、調査対象事業 132 件（調査対象事業 163 件のうち、民間事業者選定に至っていない事業 15 件と公共部門の支出が生じない事業 16 件の計 31 件を除く。）のうち、VFMに関する情報を公表していないものが 20 件（15.1%）みられ、VFMの算出自体を行っていないものが 12 件（9.1%）みられる。

図表 6-① 民間事業者選定時のVFMの公表状況（1）

（単位：件、%）

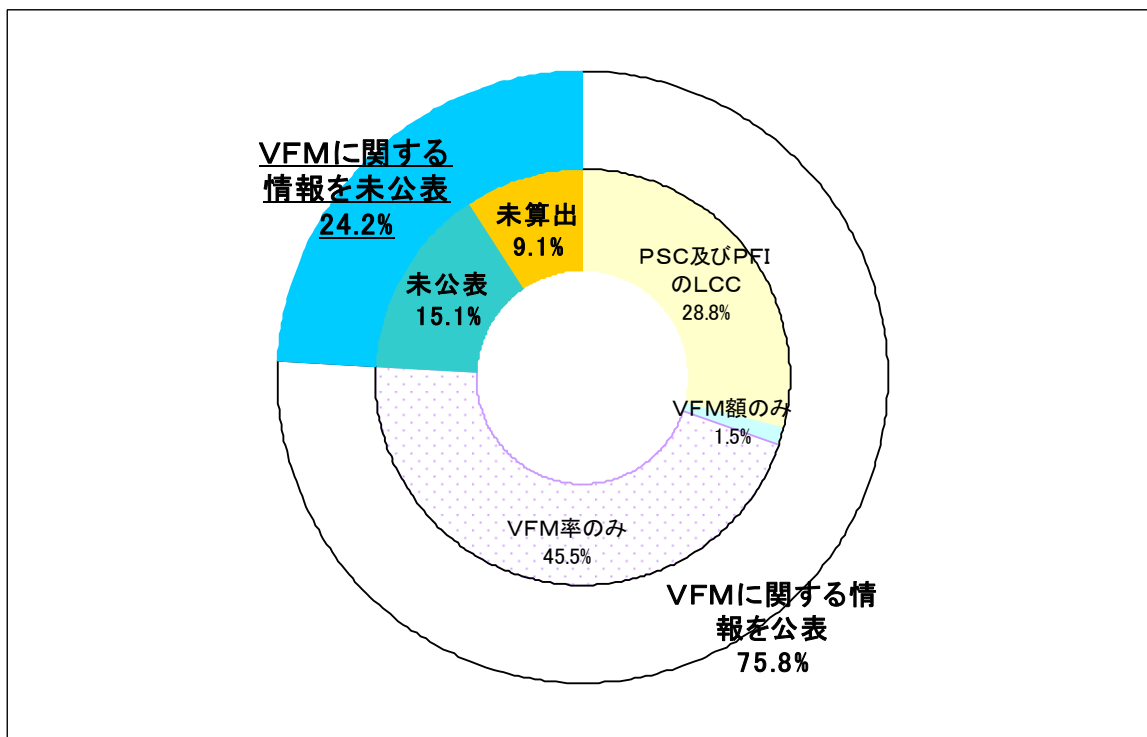
事 項	件数
VFMを算出し、公表しているもの	100 (75.8)
PSC及びPFIのLCCを公表しているもの	38 (28.8)
VFMの額のみを公表しているもの	2 (1.5)
VFM率のみを公表しているもの	60 (45.5)
VFMを算出しているが、公表していないもの	20 (15.1)
VFMを算出していないもの	12 (9.1)
調査対象事業数	132 (100.0)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「VFMに関する情報を公表しているもの」の件数は、「VFMに関する情報」の複数の事項について公表している事業があるため、これらの事項の合計とは一致しない。

3 （ ）内は、調査対象事業数に占める割合である。

図表 6-② 民間事業者選定時のVFMの公表状況（2）



## リスク分担の設定に係る官民の意見相違（アンケート結果）

図表 7-① 公共施設等の管理者等と民間事業者との意見相違の状況（アンケート結果）

（単位：機関、事業者、％）

区 分	公共施設等の管理者等					民間事業者	計
	国立大学 法人	都道府県	市町村	不詳	小計		
意見相違あり	2 ( 18.2)	11 ( 50.0)	22 ( 29.7)	1 ( 25.0)	36 ( 32.4)	65 ( 34.0)	101 ( 33.4)
意見相違なし	9 ( 81.8)	11 ( 50.0)	52 ( 70.2)	3 ( 75.0)	75 ( 67.6)	126 ( 66.0)	201 ( 66.6)
合 計	11 (100.0)	22 (100.0)	74 (100.0)	4 (100.0)	111 (100.0)	191 (100.0)	302 (100.0)

（注）（ ）内は「合計」欄に占める割合である。

図表 7-② 意見相違の内容（アンケート結果）

（単位：機関、事業者、％）

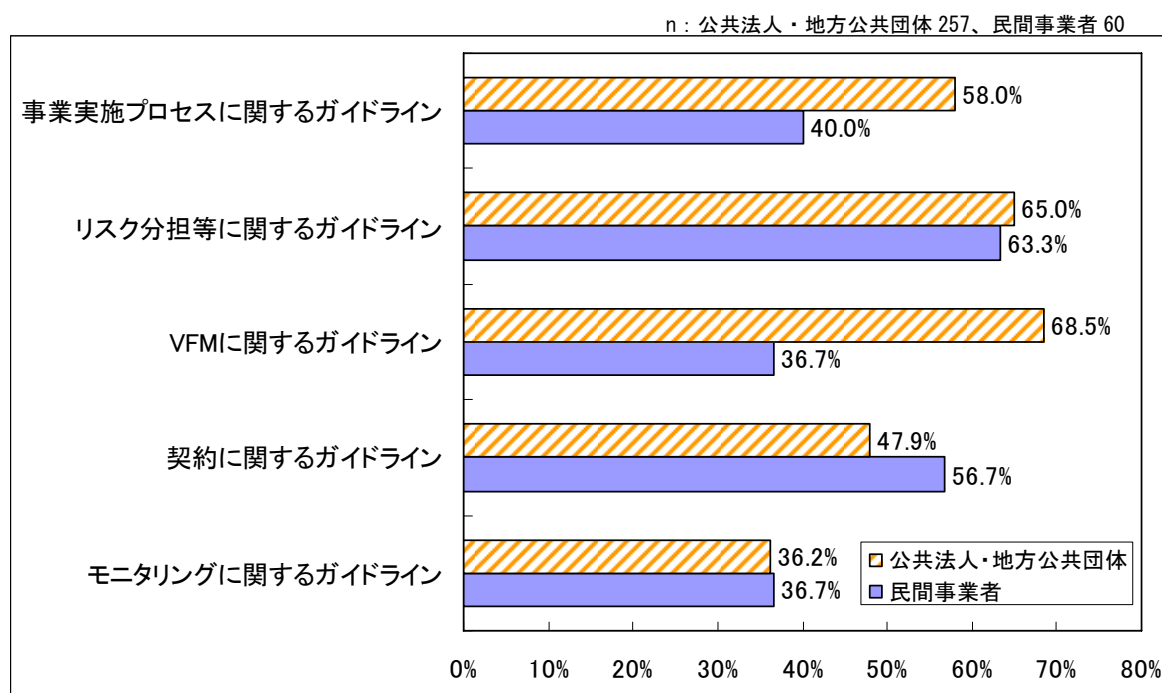
意見の相違の内容	公共施設 等の管理 者等	民間事業 者	計
リスク分担があいまいなものがある	14 ( 38.9)	31 ( 50.0)	45 ( 45.9)
自らの管理に適さないリスクを負わされた	11 ( 30.6)	29 ( 46.8)	40 ( 40.8)
その他	15 ( 41.7)	2 ( 3.2)	17 ( 17.3)
本設問への回答者総数	36 (100.0)	62 (100.0)	98 (100.0)

（注）1 （ ）内は、「本設問への回答者総数」に占める割合である。

2 公共施設等の管理者等からの回答は複数回答可としているため、回答総数と回答者総数は一致しない。

## 充実を求めるガイドライン（アンケート結果）

図表 8 充実を求めるガイドライン（アンケート結果）



(注) 当省のアンケート結果による。



## 質問の機会の充実を求める意見・要望

図表 9 質問の機会に関する民間事業者の意見・要望

(単位：事業者、%)

意見・要望の要旨	左の意見等を有する事業者数
再質問の機会を設ける等質問ができる機会をもっと増やしてほしい。	19 (20.2)
入札説明書等の公表から質問までの期間が短いのもうすこし時間がほしい。	19 (20.2)
質問に対する回答があいまい（特に事業実施やリスクの考え方）。	10 (10.6)
質問・回答が公開されると手の内の情報を公開してしまうことになる等の理由により非公開質問ができる機会がほしい。	10 (10.6)
提案書に反映させるため、質問への回答は提案書提出までの期間に余裕を持ってしてほしい。	8 ( 8.5)
「募集要項のとおり」とする回答など、質問に対する回答になっていないものがある。	6 ( 6.4)
メール等による質問のやりとりだけでは納得のいく回答が得られない場合がある。	4 ( 4.3)
公平性の観点から回答は公表すべき	4 ( 4.3)
直接対話の機会を設定してほしい。	2 ( 2.1)
実施方針書に対する主要な質問への回答の殆どが「入札公告にて回答する」となっていたため、その時点において発注者の意図が読み取りにくかった。	1 ( 1.1)
回答の際、質問会社名の公表はやめてほしい。	1 ( 1.1)
同様の質問についてはまとめて回答すべき	1 ( 1.1)
質問等が多いものについては、それを踏まえて、募集要項や契約書の内容を再検討して、可能であれば内容を変更する柔軟性があってもよいのではないか。	1 ( 1.1)
実施方針や業務要求水準書の修正内容を公表する場合は、なぜ修正する必要があったのか、どこが修正されたのか等、その修正内容、修正理由が分かるようにしてほしい。	1 ( 1.1)
調査対象事業者数	94 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一つの事業者が複数の意見を有している場合があるので、意見数と調査対象事業者数とは一致しない。

3 ( ) 内は、調査対象事業者数に占める当該意見・要望を有する事業者数の割合。

## 提案費用の負担軽減

図表 10-① 提案書作成に要する民間事業者の費用

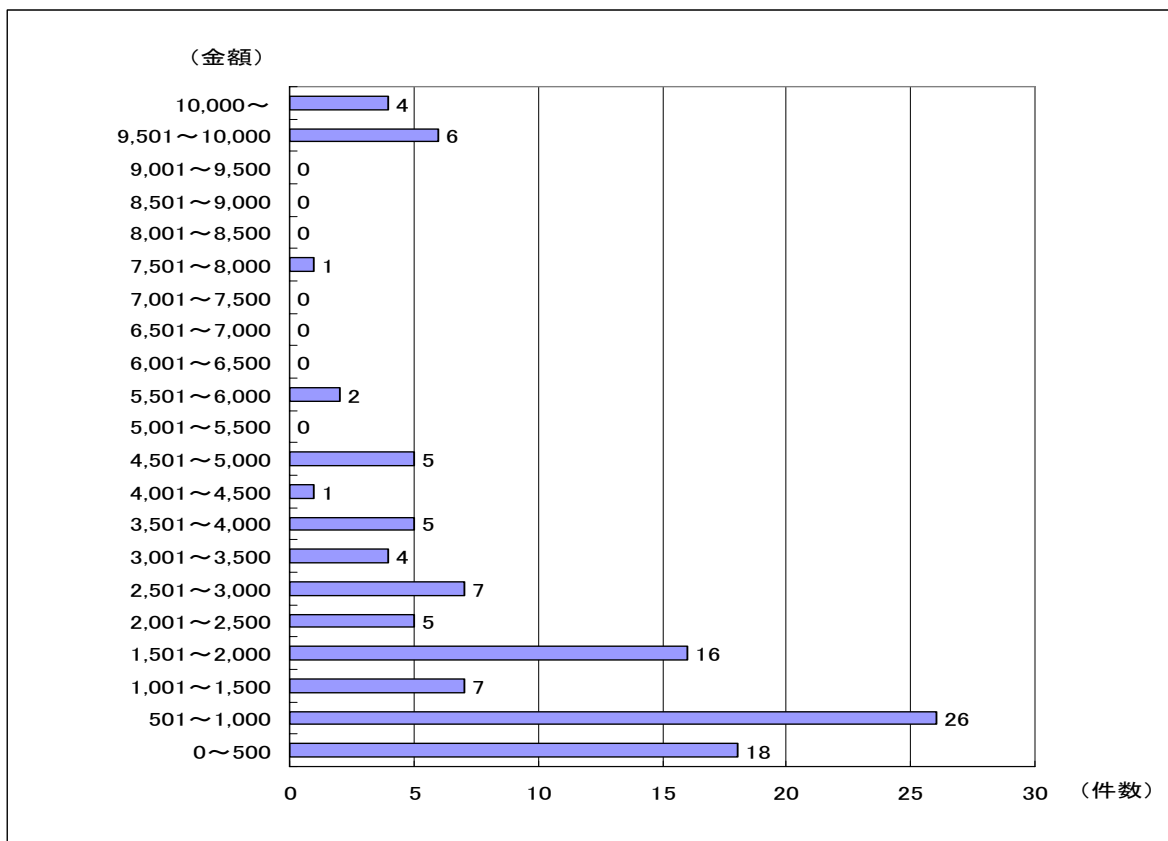
(単位：件、%、千円)

対象事業数	(A)	107
提案費用が 1,000 万円を超える事業数	(B)	63
割合	$(B/A \times 100)$	58.9
提案費用最高額		500,000
提案費用最低額		300
対象事業者の提案費用平均額		34,098

(注) 当省の調査結果による。

図表 10-② 調査対象事業における提案費用（金額）別事業件数

(単位：件、万円)



(注) 当省の調査結果による。

図表 10-③ 提案に係る負担軽減についての意見・要望

(単位：件、%)

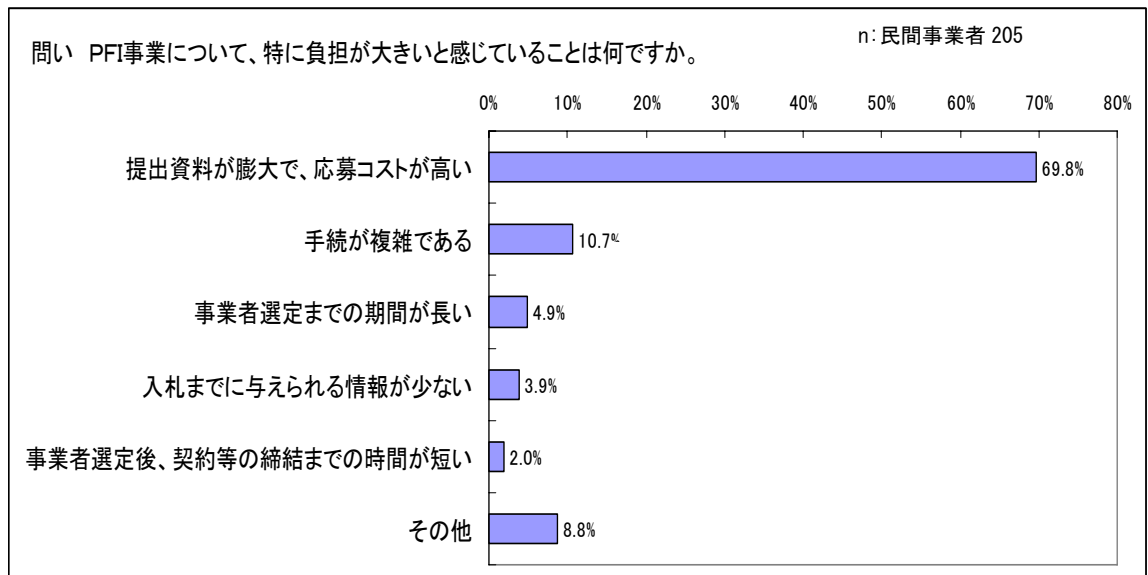
意見・要望の内容	左の意見等を有する事業者数
提案書の提出部数、提案書の提出枚数等を削減してほしい	47 (33.6)
提案書の記載内容を簡素化してほしい	15 (10.7)
提案書を様式化してほしい	12 (8.6)
入札公告から提案書を提出するまでの期間を延ばしてほしい	9 (6.4)
提案書の作成にかかる経費の補助をしてほしい	6 (4.3)
その他	11 (7.8)
特に意見なし	43 (30.7)
調査対象事業者数	140 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一つの事業者が複数の意見を有している場合があるので、意見数と調査対象事業者数とは一致しない。

3 ( ) 内は、調査対象事業者数に占める割合である。

図表 10-④ PFI事業で、特に負担が大きいと感じること（アンケート結果）

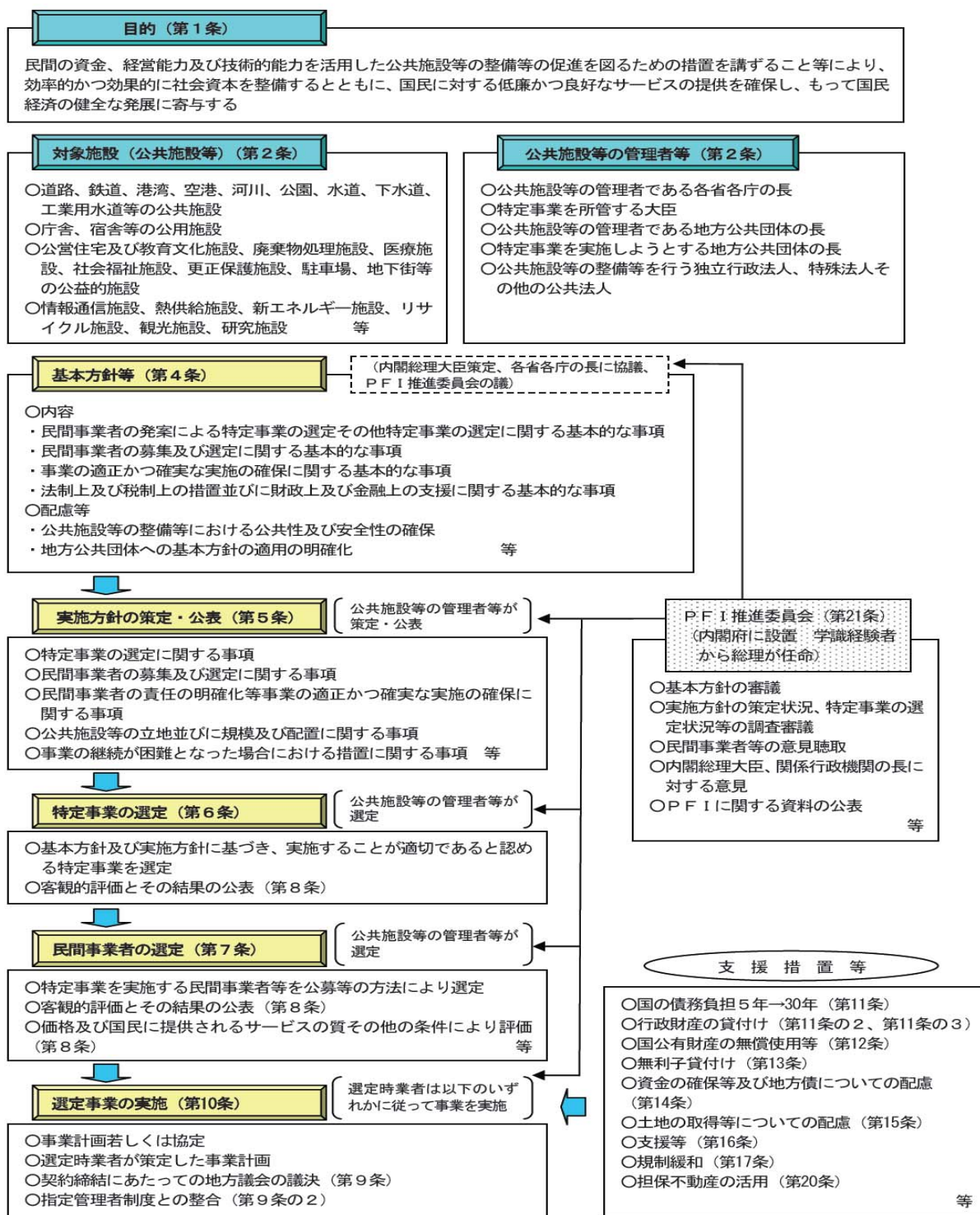


(注) 当省のアンケート結果による。

## 1 P F I (Private Finance Initiative) とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して社会資本の整備を図る手法。民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）により導入。

図表① P F I 法の概要



(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

## 2 PFIの基本理念

- ① 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。(PFI法第3条第1項)
- ② PFI事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び民間資源、その創意工夫が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。(PFI法第3条第2項)

## 3 PFIの効果

PFI事業の実施は次の成果をもたらすものと期待(基本方針(総理府告示))

### ① 国民に対する低廉かつ良好な公共サービスの提供

官民のリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること。建設、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の軽減。質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供

### ② 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、事業をできる限り民間事業者にゆだねて実施することによって、財政資金の効率的利用と官民の適切なパートナーシップの形成

### ③ 民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化

民間に対して新たな事業機会をもたらす効果。プロジェクト・ファイナンス等新たな資金調達手法を取り入れることによる金融環境の整備等を通じて、経済構造改革を推進

## 4 PFI事業の性格

### ○ PFIの5つの原則

- ・ 公共性のある事業であること(公共性原則)
- ・ 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること(民間経営資源活用原則)
- ・ 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実現すること(効率性原則)
- ・ 特定事業の選定、民間事業者の選定において、公平性が担保されていること  
(公平性原則)
- ・ 特定事業の発案から事業の終了にいたる全過程を通じて、透明性が確保されていること(透明性原則)

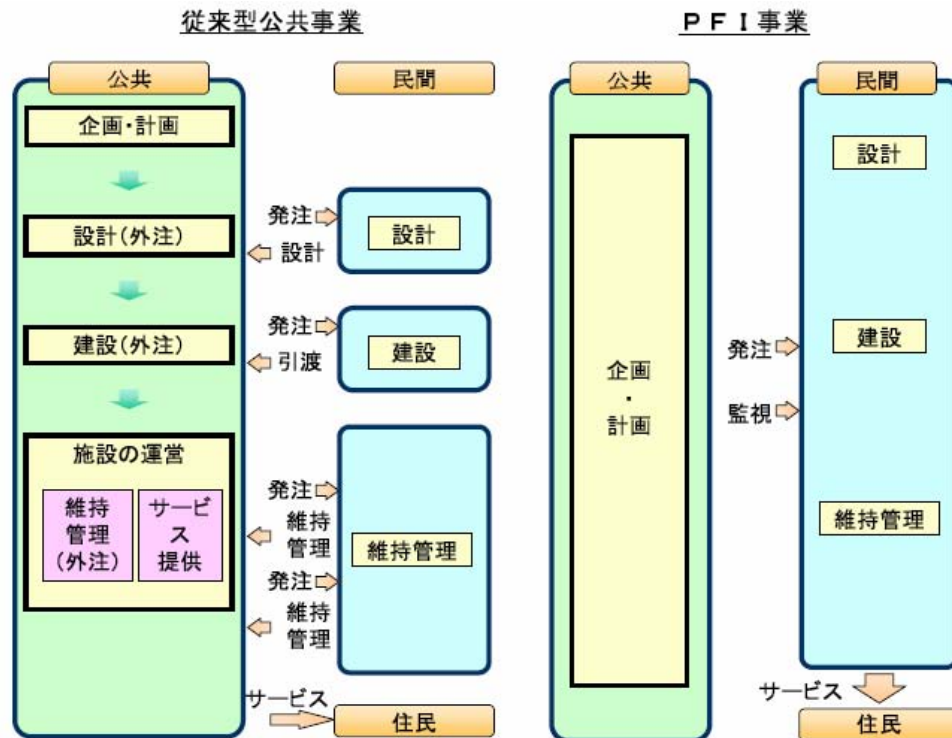
### ○ 事業実施に当たっての3つの主義

- ・ 各段階での評価決定について客観性があること(客観主義)
- ・ 公共施設等の管理者等と選定事業者との合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること(契約主義)

- ・ 事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること（独立主義）

## 5 PFIの特色

### (1) 一括発注、長期契約と性能発注



(注) 内閣府の資料による。

### (2) VFM (Value for Money) による評価

- <公共サービス水準を同一に設定した場合のVFM>

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（PSC：Public Sector Comparator）と、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（「PFI事業のLCC」（LCC：Life Cycle Cost））を用い、その差額により、又は、次の計算式に基づいて表示

$$VFM (\%) = \frac{PSC - PFI \text{ 事業の } LCC}{PSC} \times 100$$

<公共サービス水準を同一に設定していない場合>

PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービスの水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMあり（VFMガイドライン）

- VFMの評価時期

PFI事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容と合わせて速やかに公表。この際、公的財政負担の見込額（将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、現在価値に換算して評価）は、原則公表

民間事業者を選定したときは、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減



の見込額等についても公表することが適当。公表方法は、通常の入札結果等の公表と同様の手続で差し支えない。(VFMガイドライン)

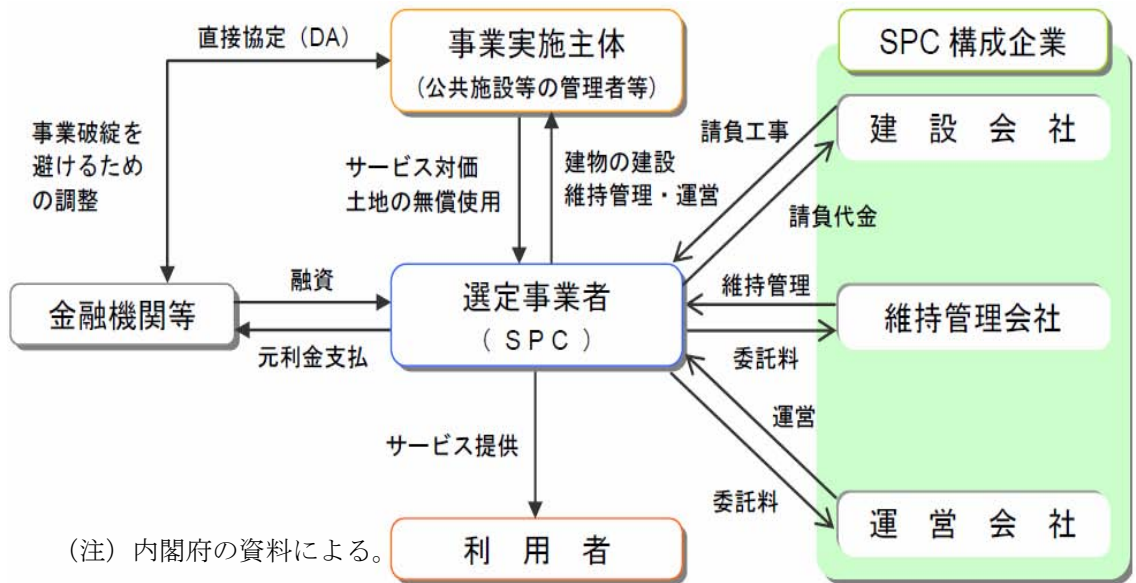
(3) 官民間での適切な責任及びリスクの分担

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方

6 PFIの事業スキーム

(1) 事業スキーム

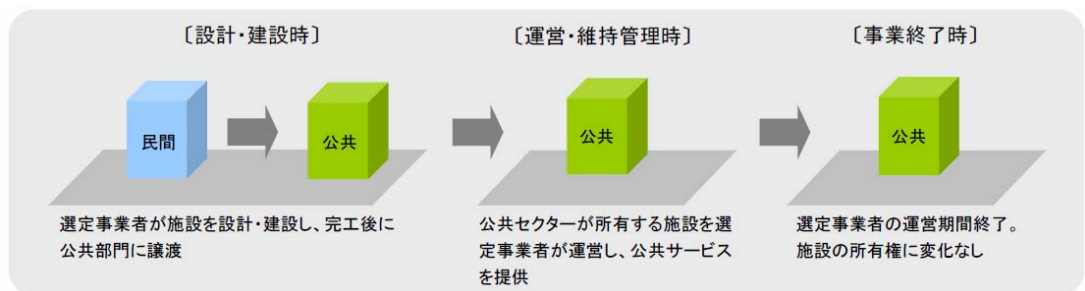
PFIの一般的な事業スキーム



※ 「独立主義」により、SPC (Special Purpose Company : 特別目的会社) が設立され契約の相手方となるのが一般的

(2) 事業方式 (主なもの)

BTO (Build-Transfer-Operate) 方式



BOT (Build-Operate-Transfer) 方式



(注) 内閣府の資料による。

### (3) 事業類型

#### サービス購入型



#### 独立採算型



#### 混合型



(注) 内閣府の資料による。

## 7 事業者選定方式

公共施設等の管理者等は、民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。(PFI法第8条第2項)

### (1) 総合評価一般競争入札方式

予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、価格だけでなくその他の条件(維持管理・運営のサービス水準、技術力等)を総合的に勘案し、落札者を決定する方式

### (2) 公募型プロポーザル方式(随意契約)

公募により提案(プロポーザル)を得て優先交渉権利者を選定し、当該者と随意契約により契約を締結する方式。会計法令、地方自治法に規定する随意契約方式によることができる要件を充足する場合に可能

## 8 支援措置

### (1) 税制

BOT方式のPFI事業について、固定資産税、不動産取得税、都市計画税の課税標準を2分の1とする特例措置

### (2) 補助制度

通常の公共事業として実施した場合と同じく、PFI事業として行う場合においても補助対象とするよう、補助要綱等の改正を逐次推進

### (3) その他

行政財産の貸付け、無利子貸付け、規制緩和の促進等



## 9 PFI法成立以降の施策等の動向

図表② PFI法成立以降の施策等の動向

年 月	事 項
平成 11 年 7 月	PFI法成立（同年 7 月 30 日公布）
8 月	総理府(現内閣府)に「民間資金等活用事業推進室」（PFI推進室）設置
8 月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」（PFI関係省庁連絡会議）設置
9 月	PFI法施行
10 月	第 1 回 PFI 推進委員会開催
平成 12 年 3 月	基本方針策定・公表
平成 13 年 1 月	「事業実施プロセスガイドライン」及び「リスク分担ガイドライン」公表
7 月	「VFMガイドライン」公表
12 月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」可決成立（同年 12 月 12 日公布・施行）
平成 15 年 3 月	PFI関係省庁連絡会議幹事会申合せ
6 月	「契約ガイドライン」及び「モニタリングガイドライン」公表
平成 16 年 6 月	「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」取りまとめ・公表
平成 17 年 8 月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」可決成立（同年 8 月 15 日公布・施行）
平成 18 年 11 月	PFI関係省庁連絡会議幹事会申合せ
平成 19 年 6 月	「VFMガイドライン」及び「事業実施プロセスガイドライン」一部改正
11 月	「PFI推進委員会報告－真の意味の官民パートナーシップ（官民連携）実現に向けて－」取りまとめ・公表